

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係

復帰対策（対内）（関係省庁会議）(1)―対策室設置 、対策基本方針、対策要綱案―

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43747

行政機構關係調查

總務第2910号

昭和44年8月22日

対象者：沖縄県長官

特進局長

琉球政府の国県事務の分離について

標記の件について 下記に於り 別冊の分離表(2枚)

(表)

意見をうかがいたい。

記

① 2の分離表は はしがき 幸福・人員・組織へ

予算の5部分より構成される。

② 球政においては 明年度に 国県事務に従事する

組織の分離を実施する意向である。

③ 球政の国県事務の分離については 先に 日米琉

総理府	B-5 135kg C4
-----	--------------

諮詢委員会の勧告 (勧告第5号 1968.6.27)

に基づき 高等官職官の承認があつたものとあること。

9月15日 意見は 月末までに 別冊を赤ペンで 加除

訂正のうえ 一部返送する方法によること。この場合

訂正と同時に できるだけ備考等に 説明の追加

を していただければ幸いである なお この方法により

難しい場合には 各冊の表紙の裏面に意見を書き

加えること。

6 類似県の国の機関の調べも 月末までに

(県の機関の調査については自治省)

同時に提出されたいこと。

総理府	B-5 135kg C4 本
-----	----------------

44.12.1

各務府沖縄担当官より

総理府特連局調査官

太田正道

行政機構の復帰準備に関する調査

について(別途連絡)

(1) 先日送付いた行政機構の復帰準備に関する調

査127713. 琉球政府の行政機構の現地

調査127713. 各務府の調査員による構成さ

れの調査団による行方予定である(別途連絡)。

(2) 琉球政府の国粵手稿の分離127719正誤

は次の通りである。

総理府

B-5 上葉35号 (100枚入り)

2
琉球政府の国粵手稿の分離1277

正誤表

p.44

定数

991

(1) 法務局

定数

958

法務局

定数

12.77.19

(2) p.255 (3) p.255 (4) p.255

企画局 勤務者数 25人 25人 25人
企画局 営業課 2人 2人 2人
企画局 会計課 2人 2人 2人
企画局 他官僚 2人 2人 2人

職員 外勤 6人 6人 6人
職員 向同 6人 6人 6人

定数 計数 1人 1人
定数 計数 1人 1人

六田六人 五人 6人 6人

八人八人 五人五人 6人 6人

西西西西三三三人 3人 3人

六人六人 五人五人 6人 6人

二三二三二三二三 1人 1人

二二二二二二二二 1人 1人

総理府

B-5 上葉35号 (100枚入り)

(5) P258	(6) P264	(7) P264	(102) P264
法務局 商事局 海員定款 本局	通商産業局 同業員定款	内 部 委 員 會 本 局	監督業者 監督業者 監督業者 監督業者 監督業者
檢 查 事 件 保 存 二 三 人	商 業 事 件 保 存 二 三 人	檢 查 事 件 保 存 二 三 人	檢 查 事 件 保 存 二 三 人
合 計 九 九 人	六 三 人	一 九 人	四 三 人
も と 12	12	12	12

総理府

B-5 上第35号 (100枚入り)

(8) P264	(9) P264	(10) P279
(2)	(2)	文教局
支 分 部 同 向 向 向 向	附 屬 機 關	教 局 員 員 員 員 員
三 六 人	八 九 人	改 め。
二 三 人	二 三 人	三 三 人
一 二 人	一 二 人	一 一 人
六 三 人	六 三 人	二 二 人
12	12	12
		三 ニ ハ 五 人
		12

総理府

B-5 上第35号 (100枚入り)

(3) 標準的機関の生先機関の開拓について

(i) これは、本邦類似機関並みに各種の事務処理を行える。

として場合の許認可機関の標準的生先機関(類似機関)

基づいて開拓する機関の生先機関開拓へに記載をもつての機関等をもつ。)を作成した。従つて、許認可の特許の開拓方式に基づく機関等はこの場合若くとも。

(ii) 各地方の監査事項

(i) 檢査機関について離島要素はどうするか。

(法務省) (この要素を含めて案を作成し、備考欄に記入する。

欄に記入する。

(3) 類似機関の開拓機関の構成が参考となる
(伏見等5票)

以下の作成方法(気象庁)(気象台の如く、

台風との相関関係が深い等は、その他の類似

性(鹿児島県等)を参考に(参考)。

総理府

B-5 上記50kg (100枚入り)

(4) 本邦・件名の政府開拓機関等開拓について

(i) これは、各地方と本邦件名の開拓機関等の政府關係。

固体等について記入せよ。 (右は:洋語の政

府開拓機関及び開拓については、開拓事務所(類似

政府・地方を除く)について亦改正する。

なつて。

(ii) 加入(参加)の許認可の権限と、許認可の政府關係

機関、固体等が、本邦の政府開拓機関の一部

又は開拓の構成員とするための手続をなして

記入する。(例えは、法令改正、統合の議決等)

総理府

B-5 上記50kg (100枚入り)

(5) 本部の法令の適用準備に着手すべきにて

(1) 2の調査は、各府庁と1959年度の法(支那を含む)12月21日作成する。

(2) 1の調査は、沖縄の法令の名前を直接記入して
該当

エントリする。

(3) 一つの法律の内容によじ D, E, F, G, H等

各種措置が重要な場合は、その旨(○を各

欄に記入)記入し、その内容を備考欄に記

入する。また備考欄に書き切れない場合

は、別紙として備考欄の頭を追加して作成する。

(6) 連絡は、(58)2361(内)249 又は(58)1027

太田あて下さり。

総理府

B-5 上表55kg (100枚入り)

44.12.18

各府庁沖縄問題担当官殿

(沖縄事務所援助業務課長)

沖縄事務所特遣局調査官

太田正造

琉球政府公務員給于調査及び

沖縄の公共施設状況調査等

→17(事務室)

最終第4218号 昭和44年12月11日付の

調査中琉球政府公務員給于調査及び

沖縄の公共施設状況調査の様式は現

在印刷中あり、12月23日か24日(予定)

送付する所存です。>事務室

終了す。

総理府

B-5 上表55kg (100枚入り)

44.12.22
各首府沖縄問題担当官宛
総理府総務局前室太田正造
琉球政府公務員給与調査月別表
公共施設状況の調査(2つめ)(事務連絡)
 (1) 琉球政府公務員給与額全
 (2) 2の調査は、琉球政府が於ける(2つめ)耳取
 総務調査に基づき集計を行ふ。沖縄事務所
 檢査を行つてゐる。(結果は各首府配付)
 (3) 2の調査の用意は、復興課(2件)検査課(1件)
 身分引出(3件)給付諸置の合意の作成のための
 資料を手当するものである。
 従つて、人材院と改めて(人手調査各務省)に

あるれば、詫問せしめ検査され、申立て追加削除
 行政を公務執行して。
 (2) 沖縄の公共施設状況の調査
 (1) 2の調査は、琉球政府が行なへ、沖縄事務
 所の検査を受ける(2つめ)。(結果は太田市
 部門)
 各種公共施設の
 (2) 2の調査は、沖縄の行政小集の状況を観る
 帰
 重要なものは、いはば復興作業の参考資料となる
 と意味が重要である。
 従つて、この調査裏(2つめ)を記載して、執判所
 檢査部改易は(2つめ)の本式に準じて
 追加訂正をさせられ、

(本宿院の)

(3) 2の調査書に記する意見も含めて 明年1月の現地調査(1月25日午後 沿岸警備隊所管)

施設の調査は12月にて打ち合せを行なった通り

である。(現地調査期間には御用意はござりまする。)

なお、2の現地調査は、現地の人員等の事情

を考慮するに従事者と会う行なうには困難である

ので、(3)の実ふみふみの)と充分検討する

と圖して、

(4) 許可資格の一體化12月24日

免許資格の一體化12月24日、普通状況一覧表

のとおりであるが、公務員の身分)は224(元)

は224(元)持し法務省(法務省)、官署組立書類(監視者)

総理府

B-5 上用紙 (100枚入り)

等12月24日許可資格の一體化をすりゆるが
あとは考えられるので、検討しておきたい。

(5) 現地調査

派遣人候等12月24日、御意見はあります。

われわれはこの度の調査12月24日、2の要調査を設けています。(主に海事課に係る調査)

(文部厚生、実験等)12月24日、御意見はあります。

その取扱い調査は協力する所)に予配(

て、)

従つて現地調査の内題等を整備しておかれ

る。(2. 調査作成の内容を現地記載(様式)

とする旨を記入しておかないで、

総理府

B-5 上用紙 (100枚入り)

なお、國會分立後、公、社、國債等の交渉等についても。

相手は既に現地において準備が進んでゐる。

この点は相手入へて以降でござつて、
の調査)

以上、予想通り進んでおりますので、いかがな

い事、

給理府

B-5 上巻55号 (100枚入り)

北米第一課長

琉球政府公務員給与調査及公
沖縄公共施設状況の調査 12.1.2

44.12.26
北一(吉川)

公信

今般、總理府特連局より、
(別添1)、明年早々琉球政府より編成

政府公務員給与調査(記入要領 別添2
調査要綱 別添3) 及び沖縄の公共施

設状況調査(記載要領 別添4、調査
要綱 別添5) を実施させることとした。

上記調査表は、計10各箇所中意見を含め
明年1月現地調査を行ひ、琉球政府

及び沖縄事務所に実施、細部、12.1.2
打合せを行ひ、考査の旨通報越すことを

給与關係省庁、検討方要請越す。

外務省

GA 6

特連局に於け、当省は本件調査は直接關係して、上記調査実施の事

實を承知願ふ小内宣(12.9.22)

の事、即参考まで申し添えます。
(44.12.26)

参考までに、如何でせども、お問い合わせ
調査費(派遣) 12.1.2、当省は之を必要とし

申(吉川)

特連局大臣調査官へ電話連絡

44.12.27 (吉川)

GA 6

外務省

アメリカ局長	参事官	別紙
北米オーラン		
<p>統特第 4218号 昭和 44年 12月 11日</p> <p>外務省官房長官</p> <p>統理府特別地域卓賀局長</p> <p>琉球政府公務員給与調査 及び 沖縄の公共施設状況調査等について</p> <p>標記について 下記のとおり御配意願いたい。</p> <p>記</p> <p>琉球政府公務員給与実態調査要綱 及び 沖縄の 公共施設状況調査要綱（別紙）について 1月10日 までに貴省庁の意見をいただきたい。 なお 意見の送付 にあたっては、様式の追加については、追加様式作成 のうえ 訂正については、具体的に訂正箇所を 改正のうえ 文書により提出されたい。</p>		
首 方 涉 済 空 科 連 言 方 局	該官 方 調査 委 員 会 公 開 申 請 手 續 事 務	総理府
B-5 上賃35号 (100枚入り)		

開港場に検討依頼中

おもなし

(2) 先に述べた 行政機構の復帰準備に関する 調査について（昭和 44年 11月 26日付統特 4027号） 次下「通知」という。に 別紙の一様式（別紙Ⅰ） を追加する。なお通知中 琉球政府の国県事務 の分離について 及び 沖縄及び本邦の政府関係 機関等調は、 <u>其提出期限を 1月末日とする</u>
(3) 本邦と沖縄の免許資格の一体化措置については、 現在別紙Ⅱの状況にあるが、これも復帰時における 公務員の身分引継ぎ等に重要な関係があると思われ るので、貴省庁所管の免許資格のうち未だ一体化 の措置がなされていないものについては、1月末までに 貴省庁の意見を 別紙様式で送付されたい。
総理府
B-5 上賃35号 (100枚入り)

(4) 沖縄の行政構成の復帰準備に関する調査用

調査要綱（別紙Ⅲ）により 明年1月に現地

調査を行なう予定であるので 貴省庁の調査員を

12月末までに連絡（電話連絡で可）するとともに

先に通知をもって依頼した調査等について 現地

調査により 解明する必要のある点を整理して

おかれた...

(別紙)

特別事情による国^{25年}の出先機関について (省・庁名)

出先機関	出先機関の内部構成	定 数	主な所掌事務	備考(作成の根拠)

- 注 1. この表は 標準的国^{25年}の出先機関には該当しないが、沖縄の特別の事情を考慮して設置することが必要と考えられる國の出先機関を記入すること。（例えば 建設事務所（建設省）、通産事務所（通産省）、國立青年団（文部省）等）
2. 内部構成は 課相当まで記入すること。定数及び主な所掌事務につけても 課相当まで記入すること。
備考は 別紙にてもよいこと。

3. この調査は 昭和45年1月末日までに 終了する 理由：府

B-43 S=ビ- (00枚入り)

(別紙II) 本邦と沖縄の免許資格の一体化措置 (省令五)
について(記載例)

免許資格	措置	法令改正	条件	備考
○○○○ 復帰前に沖縄の免許資格を本邦の免許資格として認めたい。		暫定法の一部改正が必要である。		○○ 国会で暫定法の一部改正を希望する。
○○○○ 復帰前に沖縄の免許資格を本邦の免許資格として認めたい。		省令の改正が必要である。	講習の条件と	省令改正及び講習は昭和46年度中に実施したい。
○○○○ 沖縄で行なった○○○○試験を	○○○○試験を沖縄で行なった。	暫定法第3条第1項第17号の政令で定められた事がある。		昭和46年度に係る○○○○試験が実施したい。
○○○○ 復帰には一体化の措置がかかる。 復帰の時点での暫定措置を考える。		立法措置が必要である。		復帰後2年間沖縄における○○○○師との産業を認める。
注 (1) 本表で「暫定法」とは「沖縄における免許試験 及び免許資格の特例に関する暫定措置法」という。				
(2) 2の表には国家公務員試験の如く採用試験も記入すること。				

総理府恩給局

(1)

本邦と沖縄の免許資格の一体化措置

項 目	現在沖縄において類似 又は同種の免許資格に 係る試験等のあるもの	一 体 化 の た め の 措 置		本邦の関係 省庁	備 考
		暫定法による措置 沖縄において本邦の 試験等を実施するも の	政令、省等による (2)の措置 沖縄の免許資格者に 本邦の免許資格を認 めるもの(△は受験 資格のみを認めるも の)		
司法試験	○	○	—	法務省	資格に格差がある
土地家屋調査士試験	○	○	○	"	
公認会計士試験	○	○	○	大蔵省	講習が条件
税理士試験	○	○	○	"	行政上の必要がない
通関士試験	○	—	—	文部省	制度がない
高等学校教員資格試験	(柔道、剣道、計算実務)	—	—	厚生省	制度がない
栄養士試験	○	—	○	"	対象者がなく、資格に格差がある
管理栄養士試験	—	○	—	"	
医師国家試験	○	—	—	"	
歯科医師国家試験	○	—	—	"	
保健婦国家試験	○	○	—	"	資格に格差がある
助産婦国家試験	○	○	—	"	
看護婦国家試験	○	○	—	"	
診療エツクス線技師試験	○	—	—	"	対象がなく、資格に格差がある
衛生検査技師試験	○	—	—	"	
理学療法士試験	—	—	△	通産省	制度がない(但し受験資格のみを認める)
作業療法士試験	—	—	△	" ()	
火薬類保安責任者試験	(甲種及び乙種製造)	○	○	"	実益がない
高圧ガス作業主任者試験	(甲、乙種化学及び機械 1.2種冷凍機械)	○	○	"	
電気主任技術者国家試験	○	○	○	"	講習が条件

(2)

ガス主任技術者国家試験		○	○	—	—	通 産 省	資格に格差がある
熱管理士試験		—	—	—	—	商工會議所 実 施	制度がない
中小企業診断員試験		○	○	—	○	運 輸 省	実績に乏しい
海技従事者国家試験		○	—	—	—	—	制度がない
自動車整備士技能検定		—	—	—	—	—	—
衛生管理者試験		—	—	—	—	—	—
海事代理士試験		—	—	—	—	—	—
通訳案内業試験		—	—	—	—	—	行政上の必要がない
救命艇手試験		○	—	—	—	—	—
水先人試験		○	—	—	—	郵 政 省	制度がない
航空従事者技能証明		—	—	○	—	電 氣 公 社 実	実益がない
運航管理者技能検定		—	—	—	—	建 設 省	制度がない
無線従事者国家試験		○	—	○	○	農 林 省	講習が条件
電話交換取扱者試験		○	—	—	○	—	資格の内容に相違がある
電話工事担当者試験		○	—	—	○	法 務 省	法令上の措置を要しない
不動産鑑定士(補)試験		—	—	—	—		
建築主事資格検定		○	○	○	○		
1(2)級建築士試験		○	○	○	○		
測量士(補)試験		○	○	○	○		
専門技術員資格試験		—	—	—	—		
林業専門技術員資格試験		—	—	—	—		
水産業専門技術員資格試験		—	—	—	—		
農業改良研究員資格試験		—	—	—	—		
司法書士試験		○	—	—	—		

(3)

理容師試験							厚生省	試験実施をしていないのは、本来都道府県単位で行なわれるものであるから
美容師試験	○	—	—	○	○	○	通産省	資格に格差があるため
クリーニング師試験	○	—	—	○	○	○	労働省	—
調理師試験	○	—	—	○	○	○	建設省	講習が条件
保母試験	○	—	—	○	○	○	厚生省	実績が乏しいから
毒物劇物取扱者試験	○	—	—	○	○	○	労働省	制度がないから
電気工事士試験	○	—	—	○	○	○		
高压ガス作業主任者試験	(化学丙種、冷凍機 械第3種、販売第1種、第2種)	○	—	○	○	○		
集材架線技師試験	○	—	—	○	○	○		
運材架線技師試験	1級、2級	○	—	○	○	○		
揚貨装置運転士試験	○	—	—	○	○	○		
クレーン運転士試験	○	—	—	○	○	○		
テレツク運転士試験	○	—	—	○	○	○		
特別ボイラー溶接士試験	○	—	—	○	○	○		
普通ボイラー溶接士試験	○	—	—	○	○	○		
エックス線作業主任者試験	○	—	—	○	○	○		
衛生管理系試験	○	—	—	○	○	○		
技能検定	○	—	—	○	○	○		
職業訓練指導員試験	○	—	—	○	○	○		
宅地建物取引主任者資格試験	○	—	—	○	○	○		
准看護婦試験	○	—	—	△	△	△		
あんま、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師試験	○	—	—	—	—	—		
歯科技工士試験	—	—	—	—	—	—		
高圧室管理者免許	○	—	—	—	—	—		

(4)

潜水士免許	○	—	—	○	労 働 省	
発破技師免許	○	—	—	○	農 林 省	資格の内容に相違がある
家畜人工授精師試験	○	—	—	—	—	
改良普及員資格試験	—	—	—	—	—	
林業改良普及員資格試験	—	—	—	—	—	
水産業改良普及員資格試験	—	—	—	—	自 治 省	
行政書士試験	○	—	○	—	消 防 庁	講習が条件
危険物取扱主任者試験	○	—	○	—	—	制度がないから
消防設備士	—	—	—	—	労 働 省	弁護士等を認めるものである
社会保険労務士試験	—	○	○	—	—	
（勧告外） 77 件				13 件	42 件	
	18 件		27 件			

(注) (1) 司法試験より農業改良研究員資格試験まで及び社会保険労務士試験は、本土において大臣又はそれに準ずる機関が実施している試験であり、司法書士より消防設備士までは、都道府県の機関又はそれに準ずる機関が実施しているものである。

253

(別紙Ⅱ) 沢銀の「行政機構等、復帰準備に向けた調査用調査要領」

(1) 目的

現地政府の行政機構等、基礎的調査を行なう。併

て、本土復帰に伴う復帰準備のための作業に資する調査とする。

(2) 施向 昭和45年1月1日より同 日午後10時向

(3) 構成員

(1) 国長 総理府特選局 未定

(2) 次長 (原則として副長兼担当者をもつて充てる。)

総理府、法務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林省

、通産省、郵政省、防衛省、建設省、自治省

、警察庁、防衛庁、経済企画庁、行政管理庁、人事院

、計17名(国長を含む。)

(3) 調査用の「行政機構等、復帰準備に向けた、沢銀事務所援助

業務課があたる。」

総理府

総理

B-1 19554 (100枚入り)

(4) 調査要領

(1) 調査要領は、該現行規則並行する様式等1283。

(2) 調査方法は、現地取扱いの現状を明確取扱い現地規範

、兩者併用1282。

調査方法は、該現行規則並行する様式等1283。

(5) 総務局、企画局、立法院、經理局、大藏省、内治省、人事委員会、統計機関、院、經企厅、行院、人等院、主税局、大藏省、自治省、財務局、裁判厅、檢察厅、法務省、内行厅

農林省

通産省

通産省、運輸省、郵政省

厚生局

厚生省

建政局

建政省

文部省

教育局(大學を含む。)

文部省

警察本部

警察省

(5) 調査内容

- (i) 球球政府、機能分析のため、沖縄政府機構、調査
- (ii) 統合準備のため、球球政府官僚機関・団体等、機構。調査
- (iii) 本土法令適用準備のため、球球法の調査
- (iv) 公務員身分了り紙のための調査の検討
- (v) 沖縄の多種行政施設等の調査の検討
- (vi) 調査報告
- (vii) 各種規制特運局より提出された調査様式等の修正又は作成を行ふ。
又、JRの日程で実現する特運局12報をもとに。
- (viii) 権限行使の先機関12～～7 - - - 1月未定
- (ix) 指定機関の先機関12～～7 - - - 1月未定
- (x) 特別事情による国のか先機関12～～7 - - - 1月未定
- (xi) 沖縄本部の政府官僚機関・団体等。 - - - 1月未定
- (xii) 沖縄の本土復帰(21年)本土法の適用準備 - - - 2月末
- (xiii) 地方税の賦課・徴収のための税法の適用準備
- (xiv) 地方税の賦課・徴収のための税法の適用準備

以上、各地方の報文を總理府特庫房において整理の上、3月末までに
逐次各部に配付す。

總理府

B-4 上記554. (100枚入り)

移住課長 旅券課長

北米第一課長

行政機構に係る復帰準備(用)手調査 12.2

44.12.15
米北一

今般總理府より別添1/1月26日付總務
省4027号文とあり、沖縄復帰に伴う總務

第一課と12準備すべき國県事務の分離等
に関する資料工作成12月23日、國務省行。

おいて検討の上、ひより除訂正を要する事か
及みば連絡文、旨要請が返った。

つゝは、取扱文書12月末までの回報文
要請が返った、「琉球政府、國県事務の分離等

について」を承けたが、訂正を要する事か
及みば、該文(同所)に朱書き上、米北一

(吉川、内線445)は、尙送廻る。(2)

GA-6

4027 外務省

44.12.25
移住課長

琉球政府予算移住事業費 12.2

琉球政府が行なつてゐる移住事業の
小括からいへて、この預金を全部は県の
事務に相当する支出であると思われる。

(琉球政府が國の移住事業を行なうことは
反對しない。琉球移住公社は海外移住
事務の統合並、琉球政府の移住実績
在外駐在員はすでに廢止されてゐる。)

琉球政府の國県事務の分離等について、に云う

GA-6

外務省

2

移住事業費 24,248 ドルのうち

3,924 ドルは 国の補助金である。

即ち 総理府主管の下の沖縄財政支援

財力金 「移住振興の援助に必要な経費」

12 本土において 46 都道府県に対する

移住事業に用いる補助金に相当するものと

12 ~~は~~ 1,419 千円 (3,924 ドル) を

援助している。

なお 実際の沖縄が返還される時期には

日本政府の「沖縄県」に対する 移住事業の

補助金の算定は、本土都道府県へ

GA-6

外務省

3

に対するものと同様のものとするとしてあるが、

沖縄

其の特殊性による必要となる特別措置は

7月1日 別途検討を要しよう。

GA-6

外務省

旅券課長	○
官房書記	○
移住課長	○
北米支一課長	○
行政機構二條の復帰準備	
(別添2.(ii)(6)の参照) 1月21日	
85.1.21 米北一	
總理官、別紙1月26日付總特印K027 主文、標記9件(1)回報方要請が本件	
主文3. 同府公信中(2).9 費省庁の沖縄 主文4. 出光機関(1)7.2 標準的機構案	
件文、別紙(4).9 「沖縄及本島、政府機 関等調査」1月度予定回答式	
要點。	
当省(2)1.7.2 該當な ^c 、主文(4).1.	
1.1.2 当省が所管する海外移住事業用 沖縄事務所が本件調査は復帰	
二件目: 統合準備9.7.20行政基盤資料	
GA 6	119 不要

2-2. 沖縄の復帰とまつて(別添2.
(別添2.(ii)(6)の参照) 1月21日

2-2.1. 各省用(別添2.(ii)(6)の参考)
1. 旨回答(2)1月21日

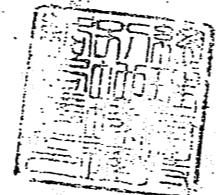
外務省

総特第 4027 号

昭和 44 年 11 月 26 日

日本政府沖縄事務所長 殿

総理府特別地域連絡局長



行政機構に係る復帰準備に関する調査について

先に、8月22日付総特第 2910号をもつて意見を求めた琉
球政府の国県事務の分離に関する調査について、別冊のごとく整
理したので、類似県の国の出先機関調及び類似県の機構調とともに
送付する。

なお、標記について下記により検討するので、よろしくお願い
する。

記

(1) 琉球政府の国県事務の分離(別冊)について、なお加除訂正
を要する場合は、前回と同じ方法で12月末日までに連絡願い
たいこと。

(2) 琉球政府の行なう国県事務の分離実施については、次の点に
留意して琉球政府を助言されたい。

(1) 琉球政府の国県事務の分離の実施により、定員の増は行な
わないこと。

(2) 琉球政府の国県事務の分離の実施により、行政能率の低下
が生じないようにすること。

(3) 沖縄県の標準的機構(案)の作成については、別紙により琉
球政府の協力をえて、貴職において作成し、月末日までに提出
されたい。なお詳細については別添昭和 44 年 11 月 26 日付
総特第 4027 号(2)によること。

(4) 別添復帰時における本邦の法律の適用に関する調べについて
は2月中に、また沖縄及び本邦の政府関係機関等の調べについ
ても12月末日までに、琉球政府の協力を得て、貴職において
作成し提出すること。

(5) 各省庁職員による現地調査等については別途連絡すること。

総理府

別添

標準的國の出先機関について (省・庁名)

出先機関	出先機関の内部構成	定数	主な所掌事務	備考(作成の根拠)

- (注) (1) 内部構成は、課相当まで記入すること。
(2) 定数及び主な所掌事務についても、課相当まで記入すること。
(3) 備考は、別紙としてもよいこと。

総理府

標準的沖縄県の機構について

部・委員会・各会等 分類	内 部 機 構	定 数	主な所掌事務	備 考(作成根拠)

- (注) (1) この表は、沖縄事務所が琉球政府の協力を得て作成するものであること。
(2) 内部機構は、課相当まで記入すること。
(3) 定数及び主な所掌事務についても、課相当まで記入すること。
(4) 備考は、別紙にしてもよいこと。

總 理 府

別添2

沖縄及び本邦の政府関係機関等調

昭和44年10月7日

関係省庁(琉球政府)	政府機関等	根拠(法令)	機能(目的)	事務所

総理府

執行機関	議決機関	加入(参加)の手続	備考

總理府

- (注) (1) 機能(目的)については、定義又は法令の目的規定等により記入すること。
- (2) 事務所については、主たる事務所と従たる事務所を記入し、主たる事務所については、その所在地等を記入すること。(例 事務所(主)東京都 (従)都道府県の県庁所在地#6)
- (3) 執行機関、議決機関については、その構成について記入するとともに、選任の方法についても簡潔に記入すること。なお、議決機関については、合議制の諮問機関も記入すること。
- (4) 備考には、他の欄の記入では充分理解のつかないと思われる点について説明を記入すること。
- (5) この調査は、関係各省庁及び沖縄事務所とともに、本邦の政府機関のみならず、沖縄の政府機関等についても記入することとし、沖縄事務所は民政府関係機関(開発金融公社等)も記入すること。
- (6) この調査は、琉球政府関係機関と本邦の政府関係機関との、復帰に伴う統合準備のために行なう基礎資料であるので、沖縄の復帰とまったく関係のない本邦の政府機関等は、記入する必要がない。
- (7) この調査の目的からみて、調査の対象となる政府関係機関等とは、琉球政府の場合でいうと、民政府関係機関(開発金融公社、電力公社、水道公社)、琉球政府関係機関(大衆金融公庫、農林漁業中央金庫、下水道公社、土地住宅公社、観光開発事業団、電々公社、放送協会)、公益法人(育英会、私学振興会、学校宿舎会、社会福祉協議会、医師会、農業協同組合、労働金庫、商工会議所、生産性本部、信用保証協会等)である。

秘密表示(朱印)

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	/	/	2
付		△	し
風			

発送日 昭和45年2月 2日
処理日 昭和45年2月 2日
発信 76 タイプ 依査

文書課長 公信案(分類)

公信番号	米北1 第 40 号	公信日付	昭和45年1月31日
大臣	主管	起案 昭和45年1月31日	
政務次官	アメリカ局長		
事務次官	参事官		
外務審議官			
外務審議官	北米第一課長		
官房長		起案者	吉川 電話番号 445

協議先

受信者	発信者
総理府特別地域連絡局長	アメリカ局長
写送付先	(希望発送日)
	月 日
件名	
行政機構の係の復帰準備についての調査について	

GA-2

31 82

回覧番号

米北1才 40 1/3

昭和45年1月31日

総理府特別地域連絡局長殿

外務省アメリカ局長

行政機構の係の復帰準備についての調査について

昨年11月26日付貴信復路文如27号にて

冒頭貴信(2)、当省、沖縄、本邦出先機

(1)、(2)、標準的機構案を作成し(4)。

沖縄及び本邦政府機関等調査について

当省は何か該當するかについて

ここにお知らせします。

GA-4

外務省

移住課長
 官房書記官
 旅券課長
 (改)
 沖縄、本土復帰に伴う本土法の適用
 調査準備について
 1955.2.25
 米北
 先般總理府より、沖縄、本土復帰に伴う
 諸措置(閣)、一連の調査方針請越し(公文
 (別添)
 11月26日付 特運局長兼官房長官公信總持
 第4027号(附参照)、本省は未だ未提出
 回答、(2)と(3)、本件本土法適用準備、
 (4)と(5)回答を要が承る。
 つづき、本省用除法令、(7)、別紙
 調査の為該(閣)所、しかるべき記入
 上(記載のもの以外は回報、要事小字、或
 せは別記入ありなし) 北米課(吉川)
 内線(445)、= 郵便却原函、
 GA 6

なお、記入要領は(2)~(7) 別紙調査書
 11月26日付参考あり。(1)。
 追記、別添總理府公信提出
 期日は2月末とあるが、遅れること
 差支えなく遅延する。念が要だ。

GA 6

外務省

總務第 8027 号

昭和 47 年 11 月 26 日

外務省大臣官房長殿

總理府特別地域連絡局長

行政標準に係る復帰準備に関する調査について

先に、8月22日付總務第2910号をもって意見を求めた琉球政府の国際事務の分離に関する調査について、別冊の如く整理したので、該似県の國の出先機関及び該似県の標準調とともに送付する。

なお、標記について下記により検討したいのでよろしくお願いしたい。

記

(1) 琉球政府の国際事務の分離(別冊)について、なお加除訂正を要する場合は、前回と同じ方法により、12月末日までに連絡願いたいこと。(又理すみ)

(2) 復帰後沖縄に設置すべき国際機関についての技術資料としたいので、貿易庁の沖縄における出先機関について、標準的標準案を作成して、1月末日までに提出されたいこと。(別紙様式)
なお県については、琉球政府の協力を得て、日本政府沖縄事務所において作成するものとする。この場合標準的標準とは、(1)本邦の現行法令を基礎とすること。(2)現時点における本土の沖縄県の國の出先機関との均衡を考慮して作成することを意味する。従つて現在沖縄において実施されていない行政等についても考慮すべきであるが、復帰後における沖縄の特別な開発方式に伴う標準等は考慮しないものとすること。(又理すみ)

(3) 別添の復帰時における本邦の法律適用に関する調査については、2月末日までに提出されたいこと。

(4) 別添の沖縄及び本邦の政府間係機関等の調査を、~~12~~ 1月末日までに提出されたいこと。(又理すみ)

(5) (2)、(3)及び(4)については、各省庁の意見を總理府で整理した上関係各省庁と更に検討を続ける考え方であること。

(6) 各省庁職員による現地調査等については、別途連絡すること。
なお別紙のとおり沖縄事務所に通知したので、参考のため添付する。(又理すみ)

總理府

移植課長 15 官房書記官 役員課長 北米第一課長 <i>（印）</i>	<p>沖縄、本土復帰の伴合；本土法の適用 準備（内閣主査）調査（内閣主査）</p> <p>45.2.25 北米/</p> <p>先般總理府より、沖縄、本土復帰の伴合 諸措置（内閣主査）一連、調査方要請越し（内閣主査） 別添</p> <p>11月26日付 特運局長登官房長官公信總持 部（内閣主査）（内閣主査） 本件に付し、逐次</p> <p>回答（内閣主査）了。本件本土法適用準備（内閣主査） （内閣主査）零加減。</p> <p>つづき、本省用係法令（内閣主査）別紙 該（内閣主査）所、しかるべき記入 上（記載の事項以外は同報、要ふらず、支拂 せし）記入ありた。北米/課（吉川）</p> <p>内緒（内閣主査）一部追却原意、了。</p>
	
G A 6	
387	

本件
付し
内閣主査
別添

本件
付し
内閣主査
別添

G A 6

外務省

<p>記入要領につき別紙 説明書 11月10日付 参照</p>	<p>追記、別添總理府公信にて提出 期日は 2月末とし、その間に遅めに 差支えぬよう、念へん。</p>
-------------------------------------	-------------------------------------------------------------

電報第 9027 号

昭和 47 年 11 月 26 日

外務省大臣官房長官

総理府特別地域連絡局長



行政権限に係る復帰準備に関する調査について

先に、8月22日付電報第2910号をもつて意見を求めた英
政府の国際事務の分離に関する調査について、別紙の如く整理
したので、該機関の國の出先機関及び該機関の権限ととともに
送付する。

なお、該記について下記により検討したいのでよろしくお願い
したい。

記

(1) 球政府の国際事務の分離(別紙)について、なお加修正
を要する場合は、前回と同じ方法により、12月末日までに達
成したいこと。(又渡)

(2) 復帰後沖縄に設置すべき国際機関についての技術資料とした
いので、食糧庁の沖縄における出先機関について、標準的構
造を作成して、1月末日までに提出されたいこと。(別紙様式)
なお乐については、琉球政府の能力を得て、日本政府沖縄事務
所において作成するものとする。この場合標準的構造とは、(1)
本邦の実行法令を基礎とすること。(2)現時点における本土の沖
縄豪長県の國の出先機関との均衡を考慮して作成することを意
味する。従つて現在沖縄において実施されていない行政等につ
いても考慮すべきであるが、復帰後における沖縄の特別な開発
方式に伴う機構等は考慮しないものとすること。(又渡)

(3) 別紙の復帰時における本邦の法律適用に関する調査については、
2月末日までに提出されたいこと。

(4) 别紙の沖縄及び本邦の政府関係機関等の調査、12月末日ま
でに提出されたいこと。(又渡)

(5) (2)、(3)及び(4)については、各省庁の意見を総理府で整理した
上級各省庁と更に検討を続ける考え方であること。

(6) 各省庁長官による現地調査等については、別途連絡すること。
なお別紙のとおり沖縄事務所に通知したので、参考のため施行
する。(又渡)

總理府

移住課長	
官房監記者	旅券課長 <u>北米半一課長</u>
<p>沖縄、本土復帰の件に、本土法の適用 準備は、(周)内閣調査室にてなされた。</p> <p>45.2.25 北米/</p> <p>一般総理府より、沖縄、本土復帰の件に 諸措置は、(周)内閣調査方を請越し、(周)内閣 別添</p> <p>11月26日付 特連局長登官房長丞公信總持 印(4027号)(備参照)、本省に本件逐次 回答。2月26日止。本件本土法適用準備は 2月26日回答。零加点。</p> <p>2月26日、本省用係法令(4027号)別紙 調書内閣調査方所にしかるべき記入が 上(記載のもの以外)で、同報に要ふれば、或わ せて、(記入ありなし) 北米/課(吉川)</p> <p>内線(445)、= 部運部原稿、7月。</p>	
G A 6	外務省
381	

<p>なお、記入要領は、11月27日、SKU 調査書 111.10-108 参照あり。</p> <p>追つて、別添総理府公信にて提出 期日は、2月末とある。これが、遅い。 差支えなし。越月2月、念9月2日。</p>	
G A 6	外務省

アジア局長
参考官

北洋水兵
法令班
中国課

沖縄復帰に伴う外務省関係法律
(在外公使官等借入金の確認に関するもの)

法律関係
日本語

1953.3.13

三中綱(ニッコウ)は、從来日本政府沖縄事務所
を経由して確認請求をあらわしかつてゐるが、
それがりたので、三中綱本土復帰後についには、
法律施行令第ニ条第一項中の「太古・
硫黄島若くは、伊平屋島、又は、北緯
二十七度以南の諸島(大東諸島を含む)
(以下「三中綱」という。)に住戸又は居戸に
有する者における、~~沖縄事務所~~日本政府
統計長及び総理府特別地政課統計長
と經由するものとする。」を削除する。

117 / 119

官房課長 官房書記官 公文書 案		45. 3. 19
北米課長殿 念		
植務課長 萬葉課長		
沖縄・本土復帰に伴う植務国際法会の適用 閣内調査組合 127112		
總理府から賜会の如き 標記は廻し、植務法及ぶ 植務法の特例による法律(以下「特例法」と略す。)		
(二) 12月、他の法令と並行して施行事情 125392 印記如下。		
1. 植務法は、現在在る沖縄で施行され得(昭和 42年9月16日以降)、本土復帰 125722 7月4日沖縄 127143 127144。		
2. 特例法 125112 植務法と並び、全般的に 適用される。沖縄で施行する必要不存在。		

GA-6 外務省

2. 特例法は、本土復帰の際に、45.3.19
直ちに廢止され、植務法が全面的に適用される。
8773。

3. 特例法廢止の際に、従前の処分及び手続
の動力と、統一して譲り受け 125112 特例法 1253
植務の動力は、現行の事項等 127143、特例法正廢止
の法律 125112 通過措置を走らせる必要 1253。

4. 現在沖縄は 125112、動力と、植務法 125112
法則と、琉球住民の渡航管理等の琉球法会
が存在する。以上の琉球法会に基づき、半民政権が
発行した航行文書の動力と 125112 許可 1253 が 1253。

出入国管理の問題 1253。

GA-6 外務省

5、外務省より、未承認行 ~~航行~~ 八琉球付託 ~~付託~~
日本人民 ~~人民~~ 行 ~~航行~~ 旅行文書を 本土復帰後 ~~復帰後~~ 1月1日

日本旅券 ~~旅券~~ 相手 ~~相手~~ 1月1日 開始 ~~開始~~ 法律上 ~~上~~
実施上 ~~実施上~~ 1月22 11時11分

GA-6

外務省

4月8日
各省庁連絡問題担当官宛て (復帰準備打撲に関する調査担当官宛て)
総理府特別地政課連絡局
調査官 太田正造
(58) 2361 (内249)
復帰準備打撲に関する調査 12747 (専務連絡)
標記について先に總務 4027 及び總務 4218 をもってお頼みしました。
(1) その後同通知中、政府の機能/公行、公 社公庫等政府関係機関並べ及状況許資料の 処理状況等はすべての内閣各官庁から報告が ありましたので、現在印刷中であります。 (印刷の)を配付いたします。
(2) 次に標記の國の先駆例(特例)等につき を含む)小W標記の機構については、 大蔵、農林、運輸、内政等の機構 が未段止の情況にあります。

総理府

B-5 上封55号 (100枚入り)

(3) 本土法の適用準備に関する同様に、通常、建設 警察、経企等の省庁は提出済であり、その他 の省庁は未段止の情況です。
左は、政府側の本土法の適用準備に関する 同様には、件持手筋所の指掌により、4月中に作業 を一巡終了予定であります。(この作業は整理印 刷の上配付いたします)。
(4) 本土法適用準備に関する同様に、至急 提出されよう努力下さい。(4月20日までに 結論のござるものは、検討中と記入されたもので結構 ですから提出下さい)。整理印刷の上配付す ります。
(5) 國の先駆例等の範囲は、類似事並みの 行政を除く)として場合の仮定に立つての作業です が、各官庁、案に精疎の差しはなげなく、又未 提出の官庁もあり、いまだ充分な場合は作成され ない状況であります。相手時内かかかると思わ れます。

総理府

B-5 上封55号 (100枚入り)

(6) 公務員の給与調査及び公共施設の調査について
現在実施段階における作業状況等。
公務員福利厚生制度調査(4月13日~17日)
の調査のされ、これらの調査の進行管理を行ふ
事である。

公務員の給与調査結果は6月中旬、公共施設
の調査は4月末までに終り、これと予定です。

(これらの調査結果を配付します。)

(7) これらの調査結果の取扱いについて、これらが
行政部会においてす論議されておいたか、今後と
して行政部会等においてす論議すべきことなどを
思ひます。

以上、事務連絡はす。v. 作業の促進方ににつ
てよろしい旨願います。

秘密表示(未印)

部数指示	宛信用	執務用	備考
主信	1	2	3
付	30	8	
属			

昭和45年4月28日
発送日
処理日
発信 タイプ 検査

文書課長

公 信 案 (分類)

公信番号	米北1第19乙号	公信日付	昭和45年4月1日
大臣	主管	起案 昭和45年3月26日	
政務次官	アメリカ局長		
事務次官	参事官		
外務審議官	北米第一課長		
外務審議官		起案者	吉川 485
官房長		電話番号	
協議先	多田喜一		
官房業務参事官	多田喜一		
官房書記官	多田喜一		
法令班			
受信者	総理府特別地域連絡局長	発信者	アメリカ局長
宛送付先		(希望発送日)	月 日
件名			

行政機構の復帰準備に関する調査について

GA-2

1 75 外務省

回覧番号 612

米北1第19乙号
昭和45年4月1日

総理府
特別地域連絡局長殿

外務省アメリカ局長

行政機構の復帰準備に関する調査について
昨年11月26日付貴信總特第4027号に依る
冒頭書信(3)、中継の本土復帰に伴う本邦
立法の適用準備に関する調査について、當省
関係法令について次のとおり回答します。

記

1. 旅券法及び旅券法の特例に関する法律
別添調査表(105ページ)に記載あります。

GA-4

外務省

2

なお、旅券法及び旅券法の特例法(第4号)
法律(以下「特例法」と略す)は、
他の法令と異なり次の8種の事情[※]ある。

(1) 旅券法は、現在まで沖縄で施行
されており(昭和42年9月16日以降)、
本土復帰は8月22始めて沖縄に適用
されたものである。

したがし、沖縄においては、旅券法を
全面的に適用するに際して、沖
縄で施行するため必要の限度で特
例法が定められた。

(2) 従つて、沖縄の本土復帰の際は、
特例法が直ちに廃止され、旅券法が
全面的に適用されることとなる。

(3) 特例法廃止の際は、従前の文部省

GA-4 外務省

3

及公平線の主力を継続して認められ

及公特例法は83旅券、主力は(第4号)
事項等につき、「特例法を廢止する法律」
は主として通過措置を定めた主要な法律。

(4) 現在、沖縄においては、外務省の旅券
法に対する法制と12、「琉球住民、
渡航管理」等、琉球法令が存在す
る。これら琉球法令に基づき、米民政
府が発行した旅行文書、主力は(第4
号)の許可手続、出入国管理問題等
である。

(5) 当省は12年、米民政府が琉球住
民である日本人に対して発行した旅行
文書を本土復帰後において日本旅券
と相当するものと12取扱いとなる。

GA-4 外務省

4

法制上及實務上參考之件。

2. 在外公館等備入金の確証記入用紙

法律

別添調査表(5K-A-V)の記載。

とおり改めて、沖縄～2月、從東日本
政府沖縄事務所に至る確認請求

立場は勿論、2月3日迄に2月2日、7月9日、

沖縄の本土復帰後は7月2日、法律施行
令第二条第一項中、「仁岱島、石垣島、鳥島

若しくは伊平屋島又は北緯二十七度

以南の南西諸島(大東諸島を含む。)

(以下「沖縄」といふ。)の住所又は居所

を有する者は又は、日本政府沖縄事務

所長及び總理府特別地域連絡局長を

至るところとする。」を削除する旨上手。

付属添付

外務省

記號第 8027 号

昭和 47 年 11 月 26 日

外務省大臣官房長官

総理府特別地域連絡局長



行政権限に係る復帰準備に関する調査について

先に、8月22日付記號第2910号をもつて意見を求めた琉球政府の国際事務の分野に関する調査について、別紙の如く整理したので、該機関の國の出先機関及び該機関の調査課とともに送付する。

なお、前記について下記により検討したいのでよろしくお願いしたい。

記

(1) 琉球政府の国際事務の分野(別紙)について、なお加除訂正を要する場合は、前回と同じ方法により、12月末日までに送付願いたいこと。(文書)

(2) 復帰後沖縄に設置すべき国際機関についての最高責任としたいので、食糧庁の沖縄における出先機関について、暫定的構成案を作成して、1月末日までに提出されたいこと。(別紙様式)をお示しについては、琉球政府の協力を得て、日本政府沖縄事務所において作成するものとする。この場合標準的標準とは、(1)本邦の現行法令を基礎とすること。(2)現時点における本土の沖縄県機関の國の出先機関との均衡を考慮して作成することを意味する。従つて現在沖縄において実施されていない行政等についても考慮すべきであるが、復帰後における沖縄の特別な開発方式に伴う機関等は考慮しないものとすること。(文書)

(3) 別添の復帰時における本邦の法律適用に関する調査については、2月末日までに提出されたいこと。

(4) 別添の沖縄及び本邦の政府間係議院等の調査、12月末日までに提出されたいこと。(文書)

(5) (2)、(3)及び(4)については、各省庁の意見を総理府で整理した上段係各省庁と更に検討を続ける考え方であること。

(6) 各省庁議員による現地調査等については、別途連絡すること。
なお別紙のとおり沖縄事務所に通知したので、参考のため添付する。

(文書)

総理府

別件 /

沖・北対第898号

昭和45年7月13日

外務省アメリカ局長殿



沖縄・北方対策庁長官

沖縄復帰に伴う布告、布令、琉球法令上の行政
関係罰則についての調査依頼

沖縄復帰の際、現地において施行されていた布告、布令及び
琉球法令の罰則をどのように扱うかについて、現在司法・法務
部会において検討をすすめているがその審議の参考資料として
必要につき、貴省（庁）の所管に關係があると思われる布告、
布令及び琉球政府の法令中、刑事罰則（みなし公務員規定を含
む。）のあるすべての法令について、別表(+)ないし(+)について
所要事項を記載のうえ、8月15日（土）までに御回報願いた
い。

別表(一)

(復帰後、復帰前の行為等について罰則の適用を認める予定している布告、布令)

進行番号	A(布告、布令名)	B(適用を認める範囲)	C(適用を認める理由)	D(復帰前に改められた罰則の効果を認めている経過規定及びその罰則)	E(備考)

- 注
 1 適用を認める範囲は、できる限り余文別に記載されたい。
 2 適用を認める理由は、できる限り具体的に記載されたい。
 3 並欄には、罰則関係上参考となることを記載されたい。
 4 D欄とは適用を認める経過規定と従前の罰則の余文を記載することとし、適用と認めないものについては並欄に記載されたい。

別表(二)

(復帰後、復帰前の行為等について罰則の適用を認める予定している琉球法令)

進行番号	A(琉球法令名)	B(適用を認める範囲)	C(適用を認める理由)	D(復帰前に改廢する(備考))	E(のみの罰則の効果を認めている経過規定及びその罰則)
1					
2					
3					
4					

- 注 1 適用を認める範囲は、できる限り余文別に記載されたい。
2 適用を認める理由は、できる限り具体的に記載されたい。
3 亜欄には罰則関係上参考となることを記載されたい。
4 亜欄とは適用を認める経過規定と從前の罰則の余文を記載することとし、適用を認めないものについては、亜欄に記載されたい。



米北1オ122号

昭和15年6月24日

沖縄・北方対策庁調整部長殿

外務省アメリカ局長

(件名)

沖縄復帰対策推進方針
検討事項について(回答)

引用公:電信
日付:番号

6月9日付沖・北対沖160号

冒頭貴信をもつて却依頼の承認標
記の件、閣下、当省周知の上、別添
調書記載のとおり回答します。

付属添付 付属空便 有馬郵便 有馬郵便 付属船便 付属飛便 (郵)

G A 2 1

外務省

秘密表示(朱印)

部	密	示	發	信	用	執	務	用	信	寄
主	信		/	/	2					
付										
類										

9月12日
9月12日
9月12日
9月12日

文書課印

公信案(分類)

公信番号 北方1 第 269 持公信日付 昭和45年9月12日

大臣	主官	起案昭和45年9月4日
政務次官	アメリカ局長	
事務次官	参事官	
外務審議官	北米第一課長	
外務審議官		
官房長		

協議先

官房書記官
法令班

旅券課長

移住課長

受信者
沖縄・北方対策庁長官

指信者
アメリカ局長

郵便付属
(答送)

件名 沖縄復帰に伴う布告、布令、琉球法令上
行政關係罰則について(回答)

GA-2 12 外務省 四密番号 2083

* 秘密標準(赤色)

北北方209号
昭和45年9月12日

沖縄・北方対策庁長官殿

外務省アメリカ局長

(件名) 沖縄復帰に伴う布告、布令、琉球法令上
行政關係罰則について(回答)

引用公・電信
日付・番号 昭和45年7月13日付
北対第898号

冒頭貴信をもって調査方依頼があつた本件
について、当省關係は該當するものはないが、
之に(回報)申す。

(※印は文書課記入)

GA-2-1 外務省

* 付属添付□ 付属空便(行)□ 付属空便(DP)□ 付属船便(貨)□ 付属船便(郵)□

秘密表示(朱印)

秘
無期限

機密郵便封筒

部数指示	発信用	鉄筋用	備考
主信	1	1	2
付			
属	五 月 (4月28日)		

付属空便(行)

発送日
昭和45年9月29日
処理日
昭和45年9月28日
発信
タイプ

文書課長

公信案(分類)

公信番号
米北1第1265号

公信日付
昭和45年9月28日

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	起案 昭和45年9月26日 電話番号 446 1127
---------------------------------------------	-------------------------------	-----------------------------------------

協議先

受信者
在米牛場大使

発信者
保剛外務大臣臨時代理

写送付先

(希望発送日)

月 日

件名
琉球政府の本土法適用に関する準備措置
につけた資料送付について

GA-2

28 233

回覧番号

* 秘密標準(赤色)

米北1第1265号
昭和45年9月28日

在米大使殿

外務大臣

(件名)

琉球政府の本土法適用に関する準備措置
につけた資料送付について

引用公・電信
日付・番号

今般琉球政府の本土法適用に関する準備措

置につきの資料入手したこと、同資料は

沖縄の本土復帰の際、現行本土法
を沖縄に適用するに当つて混亂が生じることのない
よう、その準備について琉球政府の基本的考え方

※ 付属添付□ 付属空便(行)□ 付属空便(DP)□ 付属船便(貨)□ 付属船便(郵)□

(※印は文書記入)

GA-2-1

外務省

2

お手元に於て、沖縄の復帰準備につれて
の参考文献を提出されたので、同資料4巻
一括送付す。